

平成 2 7 年度版

# 秋 田 県 に お け る 中 小 企 業 の 労 働 事 情

～平成 27 年度中小企業労働事情実態調査結果報告書～

秋田県中小企業団体中央会

<http://www.chuokai-akita.or.jp/>

# 平成27年度 中小企業労働事情実態調査結果報告書

## ◎ 調査概要

1	回答事業所数及び常用労働者数	3
(1)	回答事業所数及び常用労働者数	3
(2)	従業員の雇用形態別構成	4
2	労働組合の有無	5
3	経営状況	
(1)	現在の経営状況	6
(2)	主要事業の今後の方針	6
(3)	経営上のあい路	7
(4)	経営上の強み	8
4	労働時間	
(1)	週所定労働時間(残業時間・休憩時間は除く)	8
(2)	月平均残業時間(時間外労働・休日労働)	9
5	年次有給休暇	
(1)	年次有給休暇の平均付与日数及び平均取得日数	10
6	平成27年3月新規学卒者の採用と初任給	
(1)	新規学卒者の採用状況	10
(2)	平成27年3月新規学卒者1人当たりの平均初任給額	11
7	平成28年3月新規学卒者の採用計画	12
8	有期労働契約に関する無期転換ルール	
(1)	無期転換ルールの認知状況	14
(2)	無期転換ルールの特例の認知状況	14
(3)	特例の適用についての計画提出状況	15
(4)	特例適用についての計画種別	15
9	賃金改定状況	
(1)	賃金改定実施状況	16
(2)	賃金改定(引上げ・7月以降引上げ予定)の内容	17
(3)	賃金改定(引上げ・7月以降引上げ予定)の決定の際に重視した要素	17
(4)	平均昇給額	18

# 調査のあらまし

## ○調査の目的

本調査は、中小企業における労働事情を的確に把握し、適正な中小企業労働対策の樹立並びに時宜を得た中央会労働支援方針の策定に資することを目的とする。

## ○調査の方法

全国統一調査票による郵送調査

## ○調査時点

平成27年7月1日

## ○調査対象

- |            |                        |
|------------|------------------------|
| ① 調査対象事業所数 | 800事業所（製造業441、非製造業359） |
| ② 有効回答数    | 498事業所（製造業263、非製造業235） |
| ③ 回答率      | 62.3%                  |

## ○主な調査項目

- ① 経営状況
- ② 経営上のあい路
- ③ 経営上の強み
- ④ 労働時間
- ⑤ 年次有給休暇
- ⑥ 新規学卒者の採用と初任給
- ⑦ 新規学卒者の採用計画
- ⑧ 有期労働契約に関する無期転換ルール
- ⑨ 賃金改定状況

◎ 調査概要

1 回答事業所数及び常用労働者数

(1) 回答事業所数及び常用労働者数

調査対象800事業所のうち、498事業所（回答率62.3%）から回答が寄せられた。業種別の回答事業所の割合は、製造業が263事業所（同59.6%）、非製造業が235事業所（同65.5%）となっている。

従業員数規模別で回答事業所の比率をみると、製造業263事業所のうち「10人未満」規模の事業所が20.9%、「10～29人」規模が38.0%、「30～99人」規模が32.7%、「100～300人」規模が8.4%となっている。

一方、非製造業235事業所では、「10人未満」規模の事業所が26.8%、「10～29人」規模が37.9%、「30～99人」規模が29.4%、「100～300人」規模が5.9%となっており、製造業・非製造業ともに従業員規模「10～29人」が最も多い結果となった。（図-1）

図-1 従業員規模別回答割合

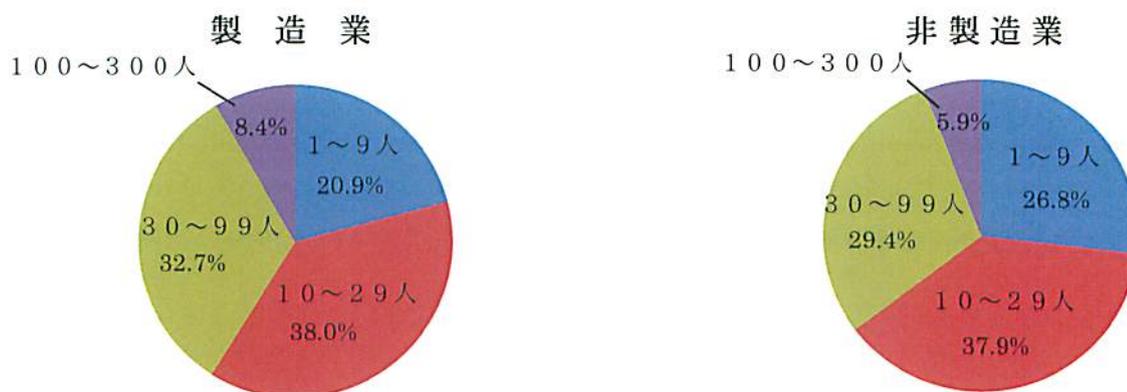


表-1 回答事業所数及び常用労働者数

単位：人、（）内は男女比率

業種	調査事業所数	回答事業所数	常用労働者数	男性	女性	
総数	800	498	17,745	12,403(69.9%)	5,342(30.1%)	
製造業計	441	263	10,513	6,797(64.7%)	3,716(35.3%)	
製造業	食料品	65	44	1,622	797(49.1%)	825(50.9%)
	繊維工業	44	20	1,099	196(17.8%)	903(82.2%)
	木材・木製品	61	38	893	740(82.9%)	153(17.1%)
	印刷・同関連	44	22	457	302(66.1%)	155(33.9%)
	窯業・土石	48	33	766	645(84.2%)	121(15.8%)
	化学工業	19	9	521	310(59.5%)	211(40.5%)
	金属・同製品	70	41	2,396	2,044(85.3%)	352(14.7%)
	機械器具	58	27	1,590	1,112(69.9%)	478(30.1%)
その他の製造業	32	29	1,169	651(55.7%)	518(44.3%)	
非製造業計	359	235	7,232	5,606(77.5%)	1,626(22.5%)	
非製造業	情報通信業	14	8	386	310(80.3%)	76(19.7%)
	運輸業	55	41	2,066	1,909(92.4%)	157(7.6%)
	建設業	86	53	1,791	1,593(88.9%)	198(11.1%)
	卸売業	74	48	1,087	713(65.6%)	374(34.4%)
	小売業	49	33	663	394(59.4%)	269(40.6%)
	サービス業	81	52	1,239	687(55.4%)	552(44.6%)

回答事業所における総従業員数は、17,745人（1事業所あたり平均36人）で、その内訳は、男性が12,403人、女性が5,342人となっている。なお、男女比率は、男性69.9%（全国平均70.4%）、女性30.1%（全国平均29.6%）と全国の比率とほぼ同じ値となっている。

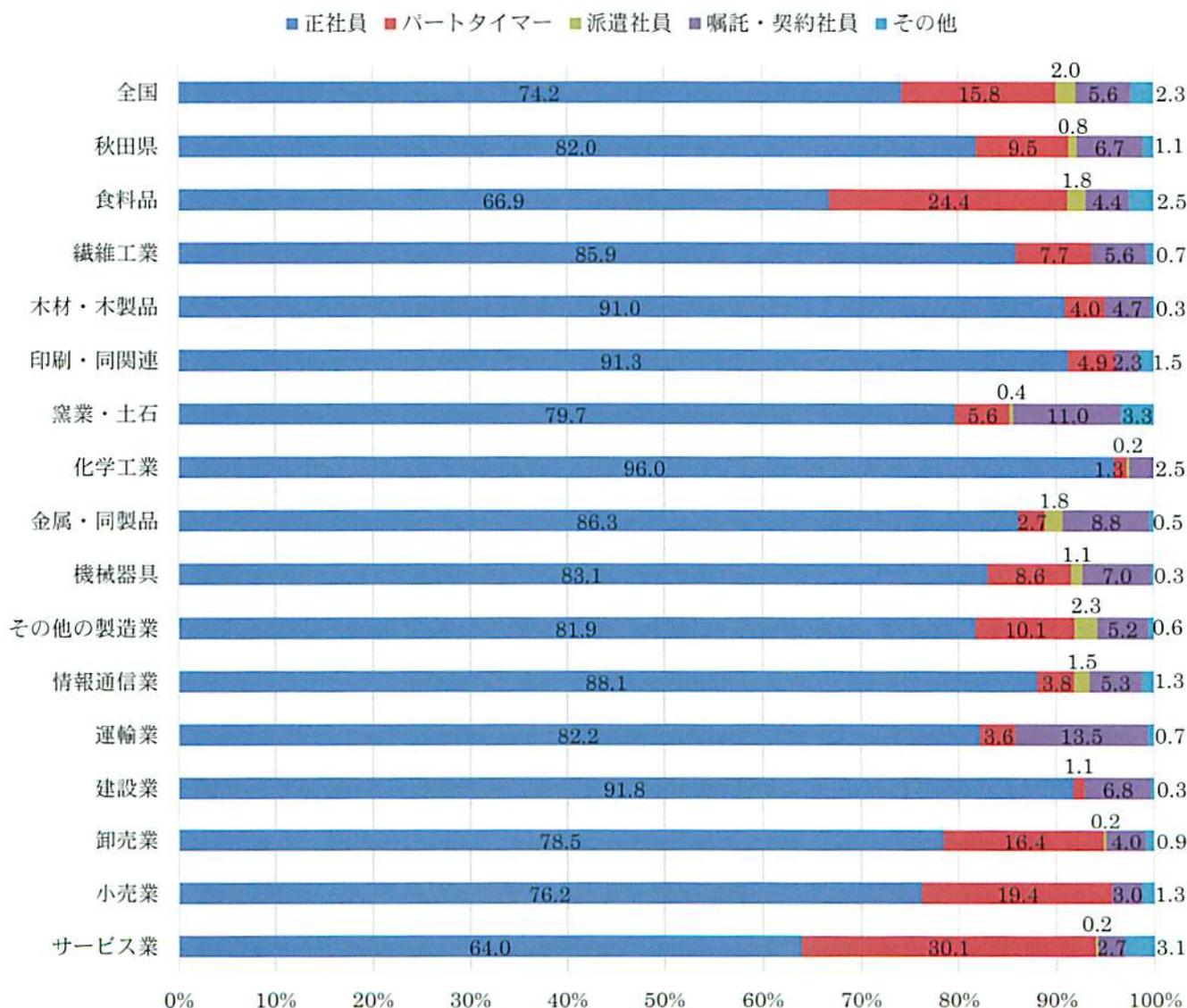
業種別に男女の占める割合をみると、男性従業員の割合が最も多い業種は「運輸業」の92.4%、次いで、「建設業」の88.9%、「金属・同製品」の85.3%となっている。一方、女性従業員数の割合が多い業種は「繊維工業」の82.2%が飛び抜けており、次いで、「食料品」の50.9%、「サービス業」の44.6%となっている。（表-1）

## （2）従業員の雇用形態別構成

従業員の雇用形態別構成をみると、「正社員」が82.0%、「パートタイマー」が9.5%、派遣社員が0.8%、「嘱託・契約社員」が6.7%、「その他」が1.1%となっており、全国平均74.2%と比較し正社員の比率が高くなっている。

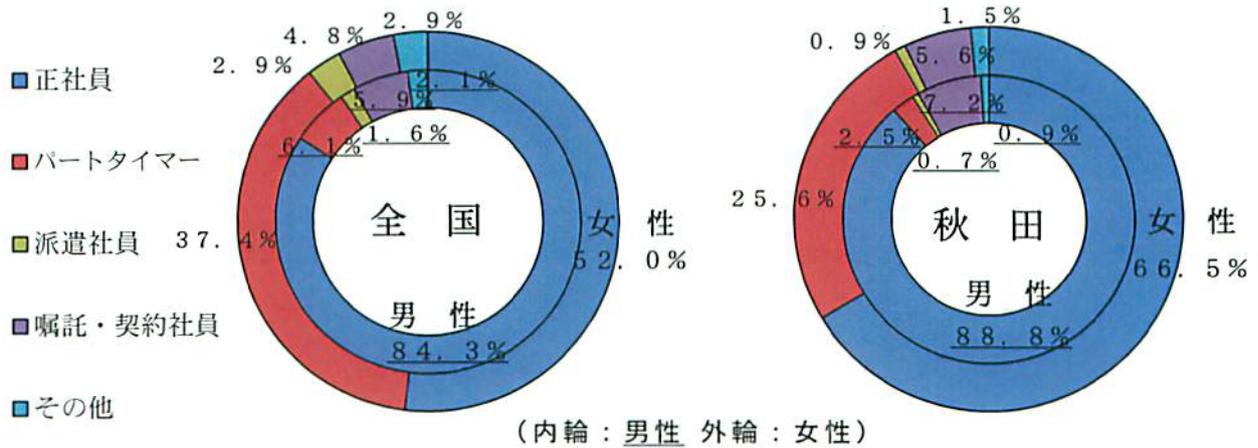
業種別に構成比をみると、パートタイマーの雇用が比較的高かった業種は「サービス業」の30.1%、「食料品」の24.4%であり、それぞれ2割を超えている。また、「嘱託・契約社員」の雇用が比較的高かった業種は「運輸業」の13.5%、「窯業・土石」の11.0%と1割を超えている。（図-2）

図-2 業種別雇用形態の構成



秋田県における従業員の雇用別形態構成をみると、男性は「正社員」が88.8%と全国平均の84.3%を上回っており、約9割と極めて高い割合となっている。また「嘱託・契約社員」が7.2%と全国平均の5.9%を1.3%超えている。一方、女性は「正社員」が66.5%と全国平均の52.0%を大きく上回っている一方で、「パートタイマー」は25.6%と全国平均の37.4%を11.8%下回っている。全国平均と比較して、男女ともに「正社員」の比率が高く、「パートタイマー」の比率は低い割合を示している。(図-3)

図-3 雇用形態の構成

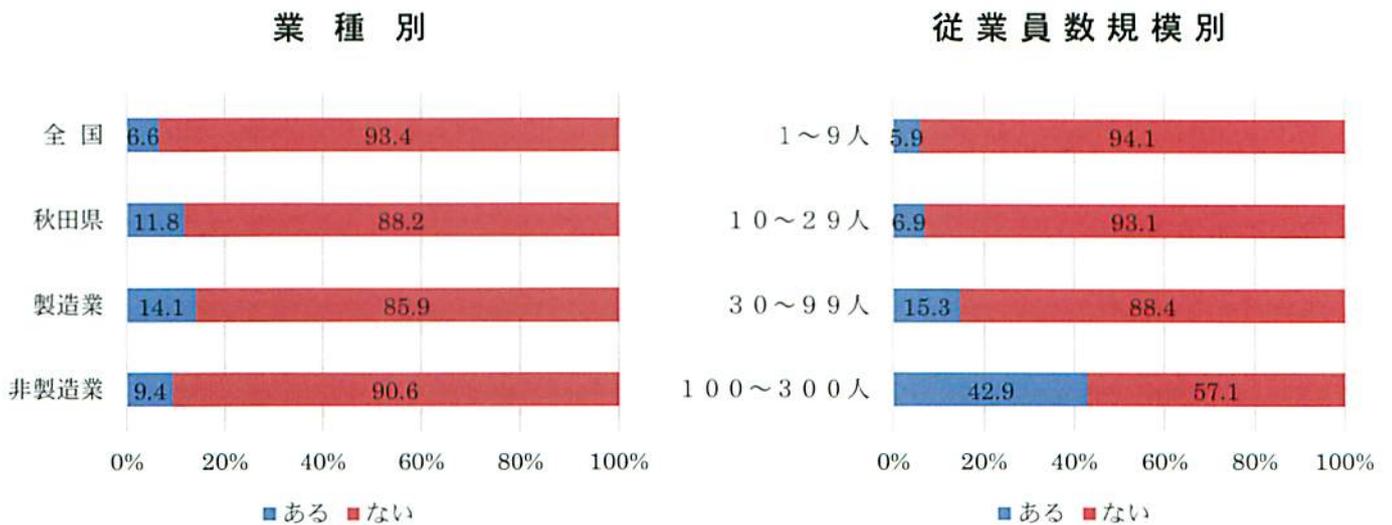


## 2 労働組合の有無

回答事業所のうち労働組合を組織している事業所は11.8%となり、全国平均の6.6%より5.2%上回っている。業種別にみると、製造業が14.1%、非製造業が9.4%であり、製造業が非製造業よりも4.7%高くなっている。

また、従業員規模別にみると、規模が大きくなるに従い労働組合の組織率が高くなっている。(図-4)

図-4 労働組合の有無



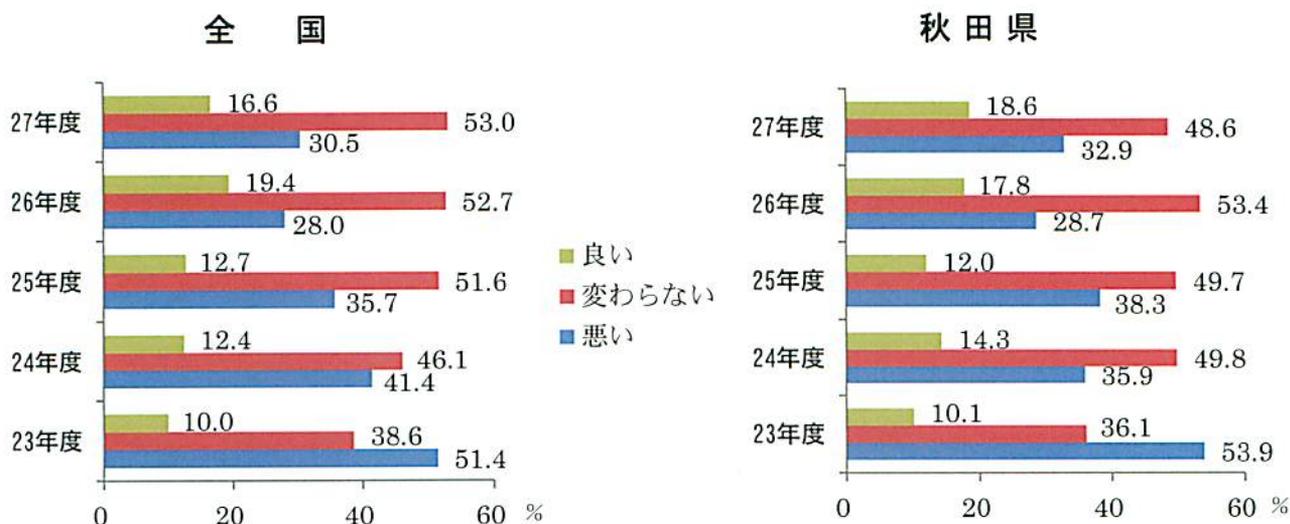
### 3 経営状況

#### (1) 現在の経営状況

本県の中小企業の経営状況について、前年度と比べて経営状況が「悪い」と回答した事業所は32.9%と前年度(28.7%)を4.2%上回り、「良い」とする事業所は18.6%と前年度(17.8%)と比較すると0.8%上回る結果となり、景況はやや悪化している。

ちなみに全国の経営状況では、「悪い」と回答した事業所が30.5%、「良い」が16.6%となっており、こちらも前回調査と比較しやや悪化傾向にある。(図-5)

図-5 経営状況の推移



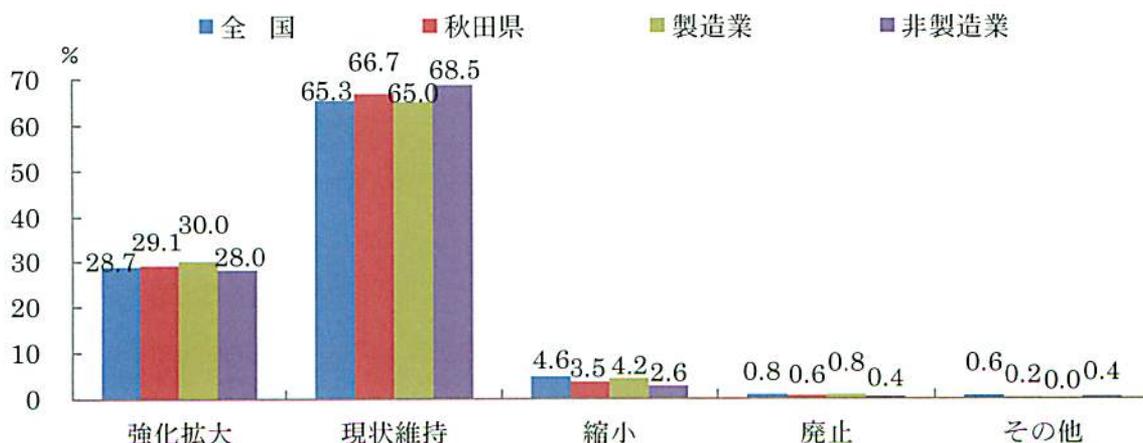
#### (2) 主要事業の今後の方針

主要事業の今後の方針をみると、「現状維持」が66.7% (昨年64.4%)、次いで「強化拡大」が29.1% (同29.5%)、「縮小」は3.5% (同4.3%)となっている。

前年度との比較では、本県における「現状維持」が前年より2.3%上回り、「縮小」は0.8%下回っている。

また、業種別にみると、製造業では「強化拡大」が30.0% (前年28.2%)と前年度を1.8%上回り、「縮小」が4.2% (同4.3%)と前年より0.1%下回った。対して、非製造業では「強化拡大」が28.0% (前年30.8%)と2.8%下回り、「縮小」は2.6% (同4.2%)と1.6%と減少した。このような結果から、前年度と比較すると、製造業については僅かながら事業の強化に前向きな姿勢が強まっている。(図-6)

図-6 主要事業の今後の方針

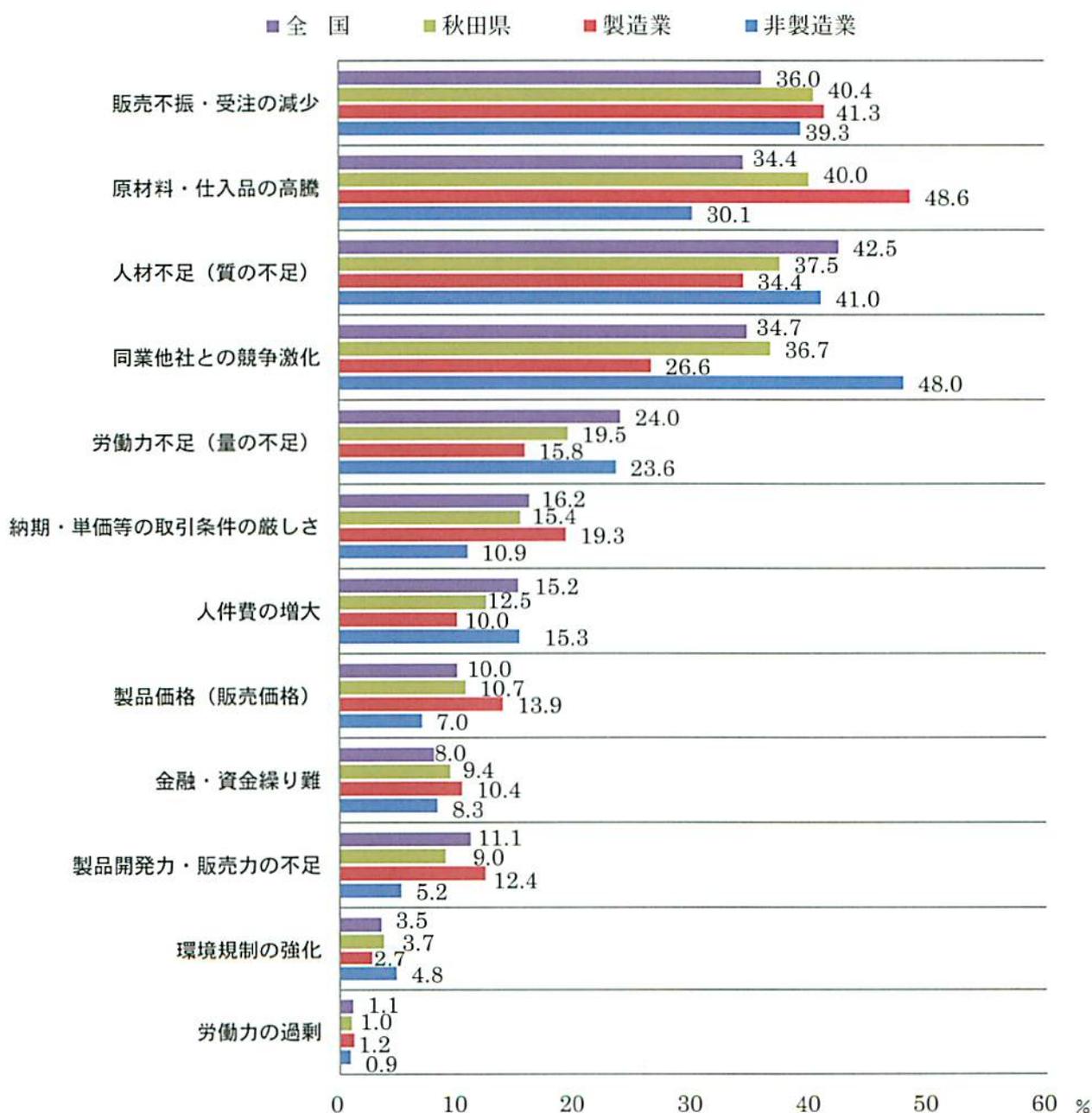


### (3) 経営上のあい路

経営上のあい路を3項目以内で複数選択してもらった結果、「原材料・仕入高の高騰」が40.0%（前年54.6%）と前年度と比べ14.6%と大幅に減少した一方で、「人材不足（質の不足）」が37.5%（同31.1%）と前年度と比べ6.4%増加したほか、「労働力不足（量の不足）」が19.5%（同10.4%）と前年度と比べ9.1%と大幅に増加しており、量・質ともに人材不足が経営上のあい路となっていることが窺える。

業種別にみると、製造業で高い割合を占めているのは、「原材料・仕入高の高騰」の48.6%（前年50.6%）、「販売不振・受注の減少」の41.3%（同41.1%）「人材不足（質の不足）」の34.4%（同32.9%）となっている。対して、非製造業で高い割合を占めているのは、「同業他社との競争激化」の48.0%（昨年36.2%）、「人材不足（質の不足）」の41.0%（同38.8%）、「販売不振・受注の減少」39.3%（同33.8%）であった。（図-7）

図-7 経営上のあい路

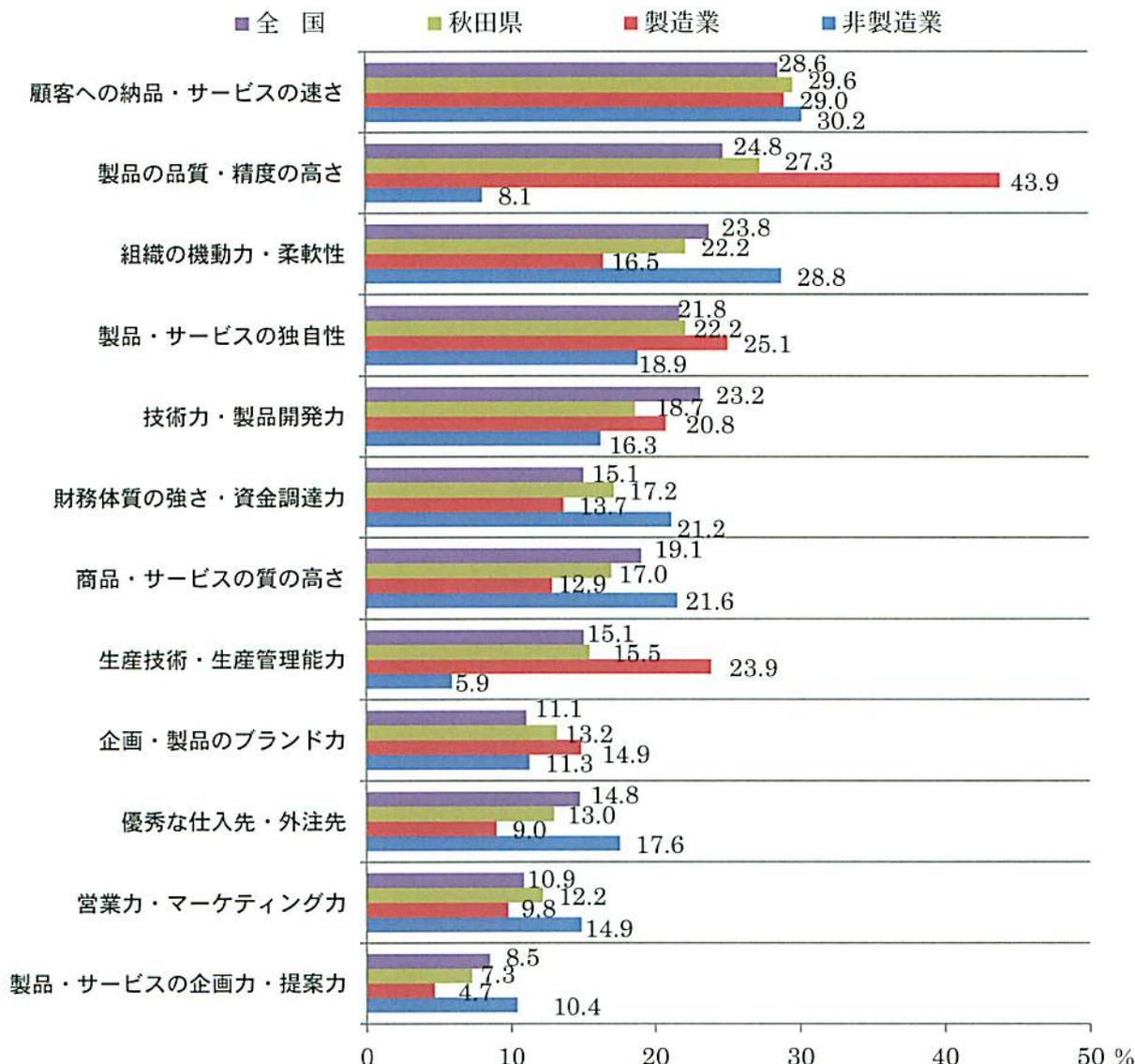


#### (4) 経営上の強み

経営上の強みを3項目以内で複数選択してもらった結果、「顧客への納品・サービスの速さ」が29.6%（前年29.6%）と最も多く、次いで、「製品の品質・精度の高さ」が27.3%（同46.7%）、「組織の機動力・柔軟性」が22.2%（同15.4%）、「製品・サービスの独自性」が22.2%（同24.2%）となっている。

業種別でみると、製造業では「製品の品質・精度の高さ」が43.9%（前年29.1%）と最も多く、次いで「顧客への納品・サービスの速さ」の29.0%（同31.1）となっている。一方、非製造業では「顧客への納品・サービスの速さ」が30.2%（同28.7%）と最も多く、次いで「組織の機動力・柔軟性」の28.8%（同23.6%）という割合となっている。（図-8）

図-8 経営上の強み



## 4 労働時間

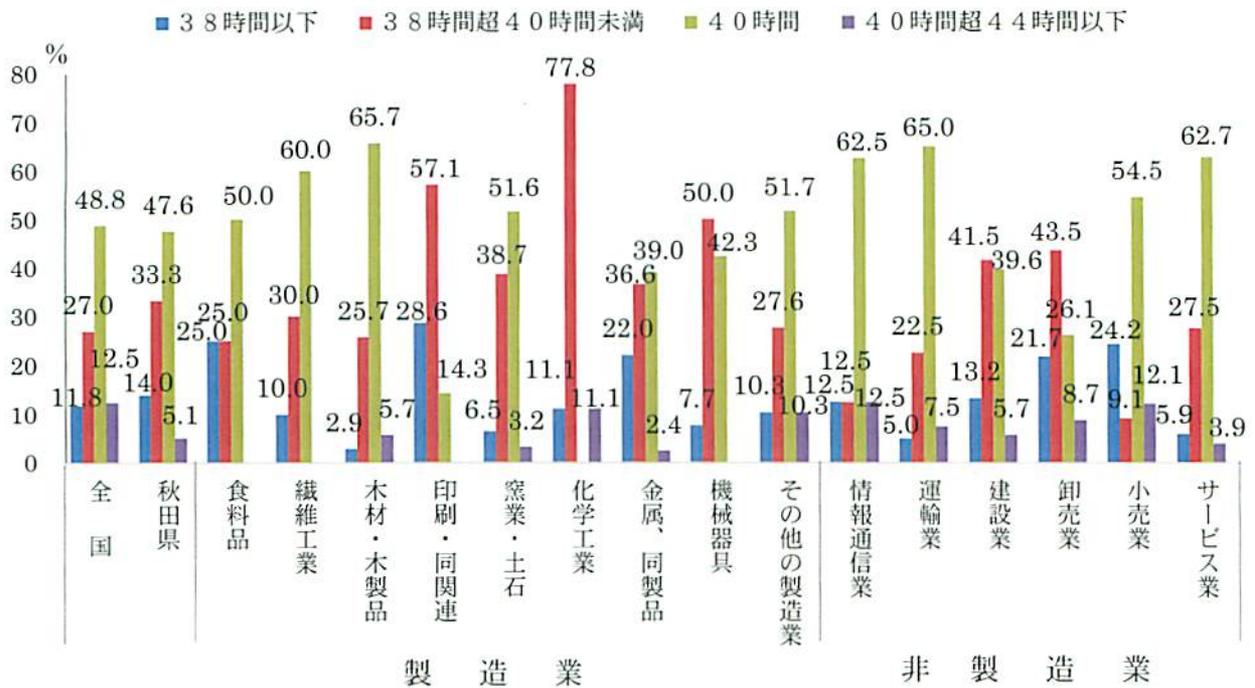
### (1) 週所定労働時間（残業時間、休憩時間は除く）

従業員の週所定労働時間については、「40時間」の事業所が47.6%（全国平均48.8%）と最も多く、次いで、「38時間超40時間未満」が33.3%（同27.0%）、「38時間以下」は14.0%（同11.8%）と続いている。

また、「40時間超44時間以下」が5.1%であり、全国平均の12.5%より7.4%低い割合となっている。

業種別にみると、「印刷・同関連」では「38時間以下」の割合が全業種の中で28.6%と最も高くなっており、一方、「情報通信業」では「40時間以上44時間未満」の割合が12.5%と全業種の中で最も高くなっている。（図-9）

図-9 週所定労働時間

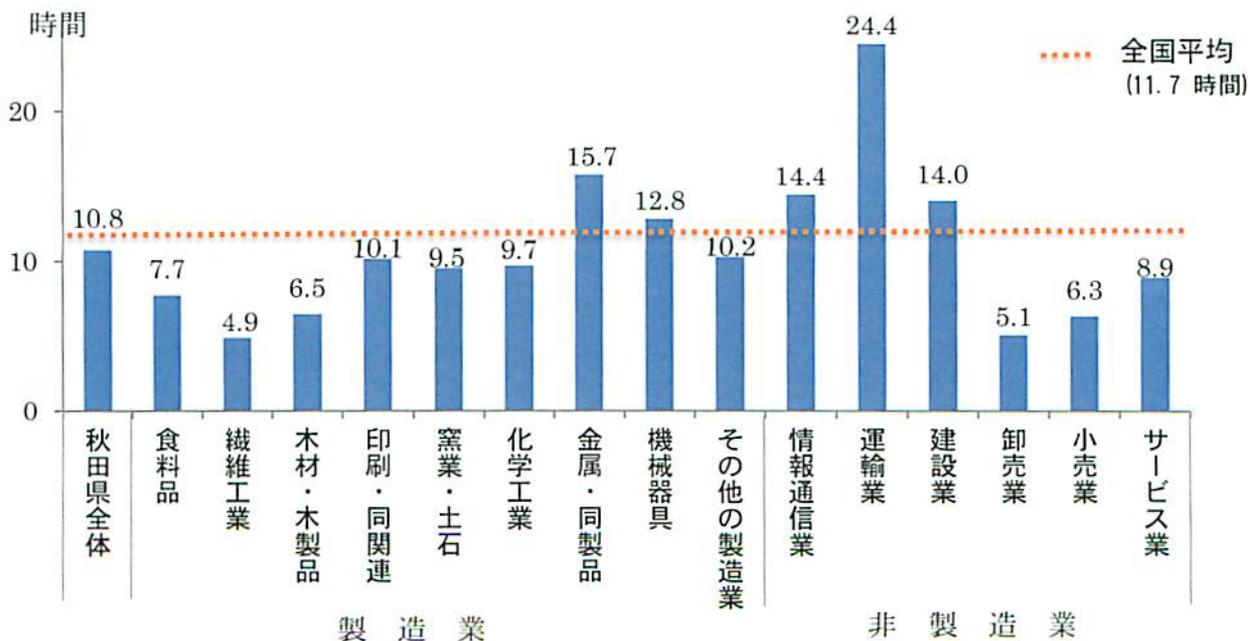


(2) 月平均残業時間（時間外労働・休日労働）

本県における従業員1人あたりの月平均残業時間をみると、10.8時間で前年の9.6時間と比べて1.2時間増加している。なお、全国平均の11.7時間と比較すると、本県の方が0.9時間下回る結果となった。

業種別にみると、1人あたりの月平均残業時間が最も多いのは「運輸業」の24.4時間（前年18.5時間）となっており、次いで、「金属・同製品」が15.7時間（同14.8時間）、「情報通信業」が14.4時間（同12.0時間）と続いている。（図-10）

図-10 1人あたり月平均残業時間



## 5 年次有給休暇

### (1) 年次有給休暇の平均付与日数及び平均取得日数

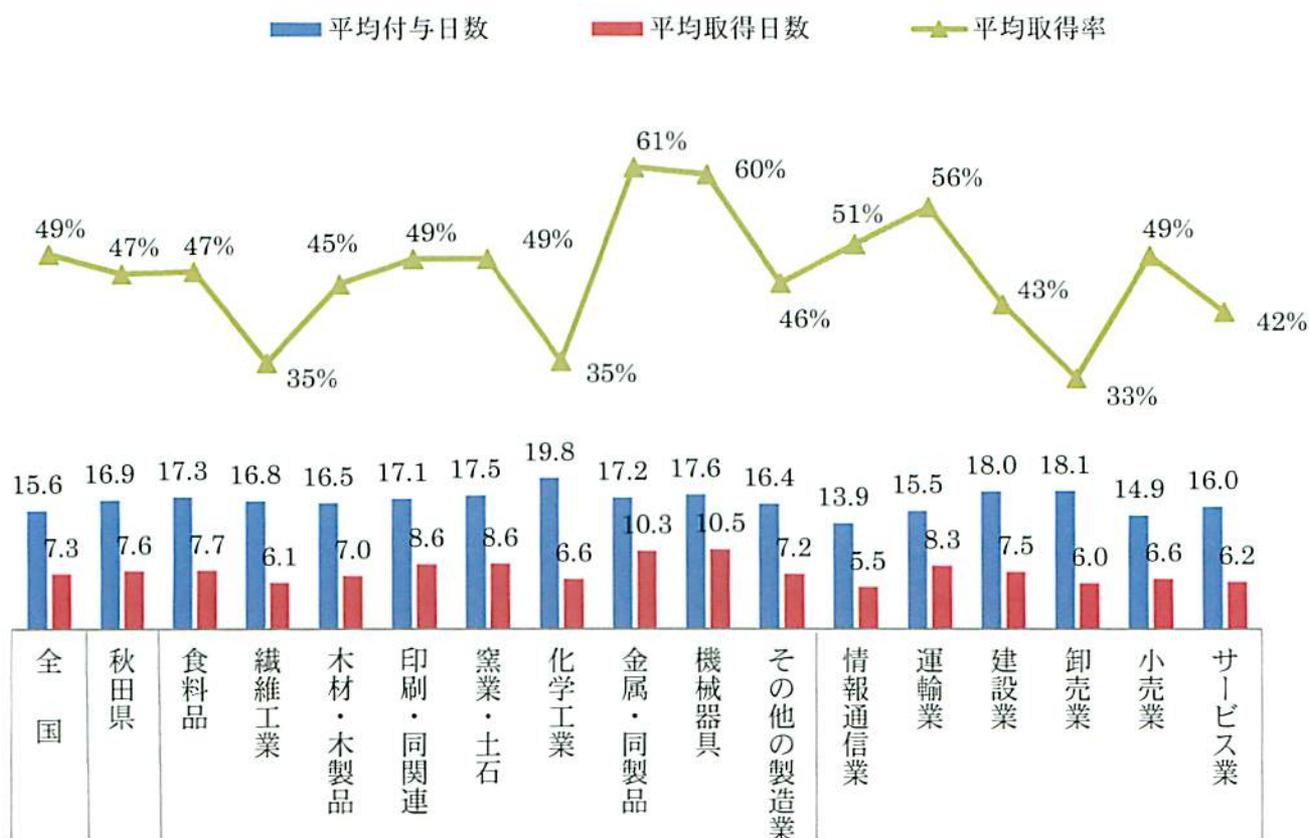
従業員1人当たりの年次有給休暇の平均付与日数(※1)は、16.9日(前年16.7日)で昨年と同水準となっており、全国平均の15.6日(前年15.6日)より、本県が1.3日多い結果となった。

内訳をみると、従業員1人当たりの年次有給休暇の平均取得日数は7.6日(前年7.2日)となり、前年と比較すると0.4日の微増となった。

また、平均取得率は、本県は1人あたり47%(前年45%)となり、全国平均の49%(同49%)と比べると、2.0%低い割合となった。業種別にみると、「金属・同製品」が61%(同65%)と最も高く、次いで「機械器具」が60%(同49%)、「運輸業」が56%(同47%)と続いている。(図-11)

※1 労働基準法では6か月以上継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した従業員(パートタイマーを含む。)に対し有給休暇を10日間付与することが定められている。

図-11 年次有給休暇の平均付与日数及び平均取得日数



## 6 平成27年3月新規学卒者の採用と初任給

### (1) 新規学卒者の採用状況

平成27年3月の新規学卒者の採用数は196名(前年205名)となり、充足率でも86.3%(同91.5%)と前年度を下回った。(図-12)

図－１２ 新規学卒者の採用状況

項 目		採用予定人数(人)	実際の採用人数(人)	充足率(%)
高 校 卒	技術系	148 【127】	120 【114】	81.1 【89.8】
	事務系	21 【24】	20 【24】	95.2 【100.0】
専門学校卒	技術系	22 【17】	22 【15】	100.0 【88.2】
	事務系	3 【－】	3 【－】	100.0 【－】
短大卒 (含高専)	技術系	9 【8】	9 【7】	100.0 【87.5】
	事務系	1 【7】	1 【7】	100.0 【100.0】
大 学 卒	技術系	15 【25】	13 【22】	86.7 【88.0】
	事務系	8 【16】	8 【16】	100.0 【100.0】
合 計		227 【224】	196 【205】	86.3 【91.5】

※【 】内は前年度実績。

(2) 平成27年3月新規学卒者1人当たりの平均初任給額

本県における平成27年3月新規学卒者1人当たりの平均初任給額（平成27年6月支給額）を学卒別にみると、以下の結果となった。

■ 技術系

高校卒業者の初任給額の加重平均が141,918円となり、前年度の加重平均143,151円と比較すると、1,233円減少している。一方、専門学校卒の初任給額の加重平均が160,079円となり、前年度の加重平均147,453円と比較すると、12,626円増加した。また、短大（含高専）卒業者の初任給額の加重平均が149,951円となり、2年連続の減少となった。（表－2）

表－2 技術系新規学卒者の平均初任給額（加重平均）

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
高校卒	135,334	139,951	141,623	143,151	141,918
専門学校卒	146,089	160,800	147,750	147,453	160,079
短大卒(含高専)	145,105	148,910	165,783	151,638	149,951
大学卒	185,241	182,868	186,848	177,745	177,785

※〈加重平均〉各事業所1人あたり平均初任給額に採用した人数を乗じて得た数の総和を採用した人数の総和で除した数値。

■ 事務系

高校卒業者の初任給額の加重平均が140,375円となり、前年度の148,016円と比較すると、7,641円減少している。一方、大学卒業者の初任給額の加重平均が176,100円となり、前年度の加重平均173,725円と比較すると、2,375円の増加となった。(表-3)

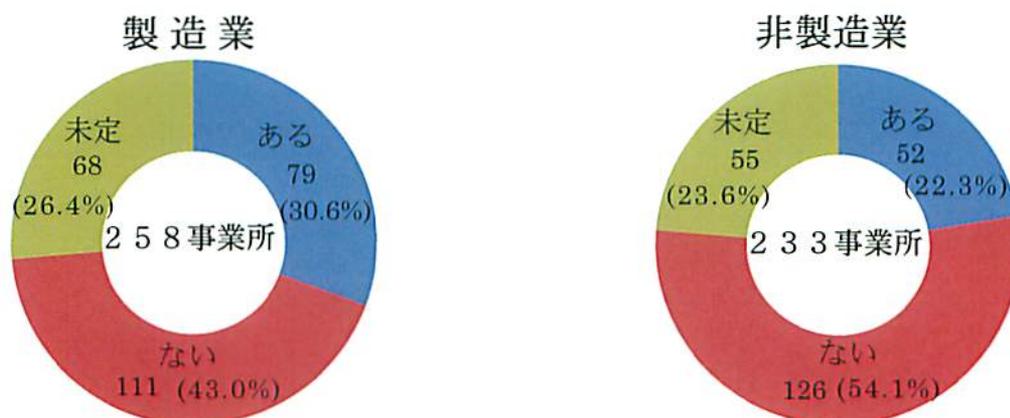
表-3 事務系新規学卒者の平均初任給額(加重平均)

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
高校卒	137,123	137,915	136,354	148,016	140,375
専門学校卒	155,000	—	148,357	—	163,840
短大卒(含高専)	113,727	159,000	—	147,993	170,000
大学卒	170,712	179,443	175,489	173,725	176,100

7 平成28年3月新規学卒者の採用計画

平成28年3月新規学卒者の採用計画についてみると、「採用計画がある」とする事業所は製造業が79事業所で30.6%(前年68事業所26.6%)、非製造業が52事業所で22.3%(同43事業所18.1%)となっており、前年3月と比較すると製造業は11事業所(4.0ポイント)、非製造業は9事業所(4.2ポイント)それぞれ増加した。(図-13)

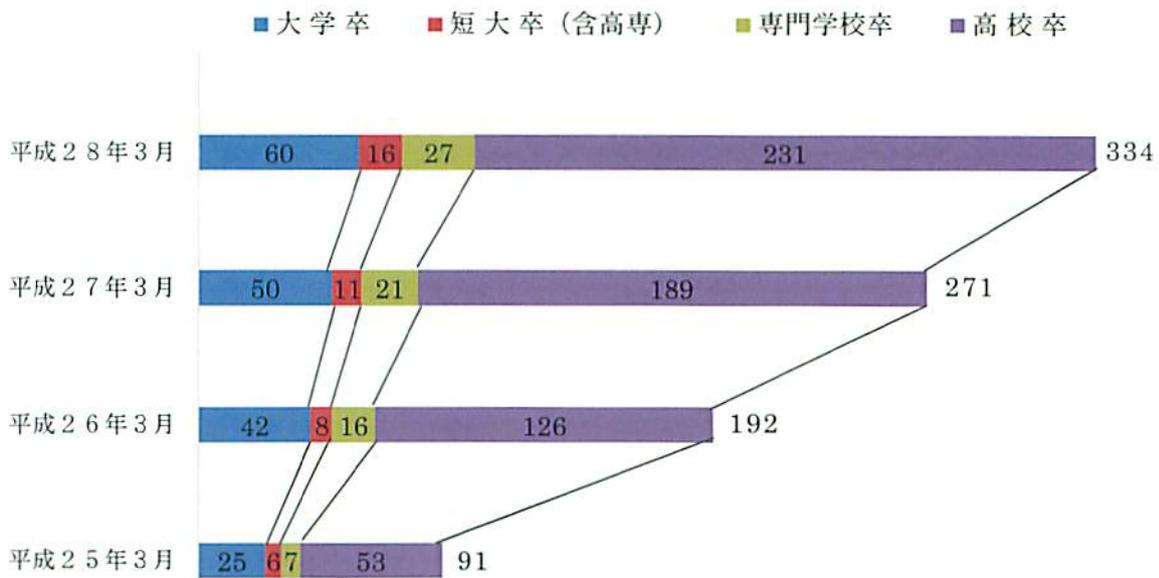
図-13 平成28年度3月卒採用計画



なお、平成28年3月の学卒別の新規学卒者採用計画をみると、高校卒の採用計画がある事業所が231事業所(前年189事業所)と最も多く、前年度より42事業所と大幅に増加している。次いで、大学卒が60事業所(前年50事業所)と10事業所の増加、専門学校卒が27事業所(前年21事業所)で6事業所の増加、短大(含高専)卒が16事業所(前年11事業所)で5事業所の増加という結果となった。

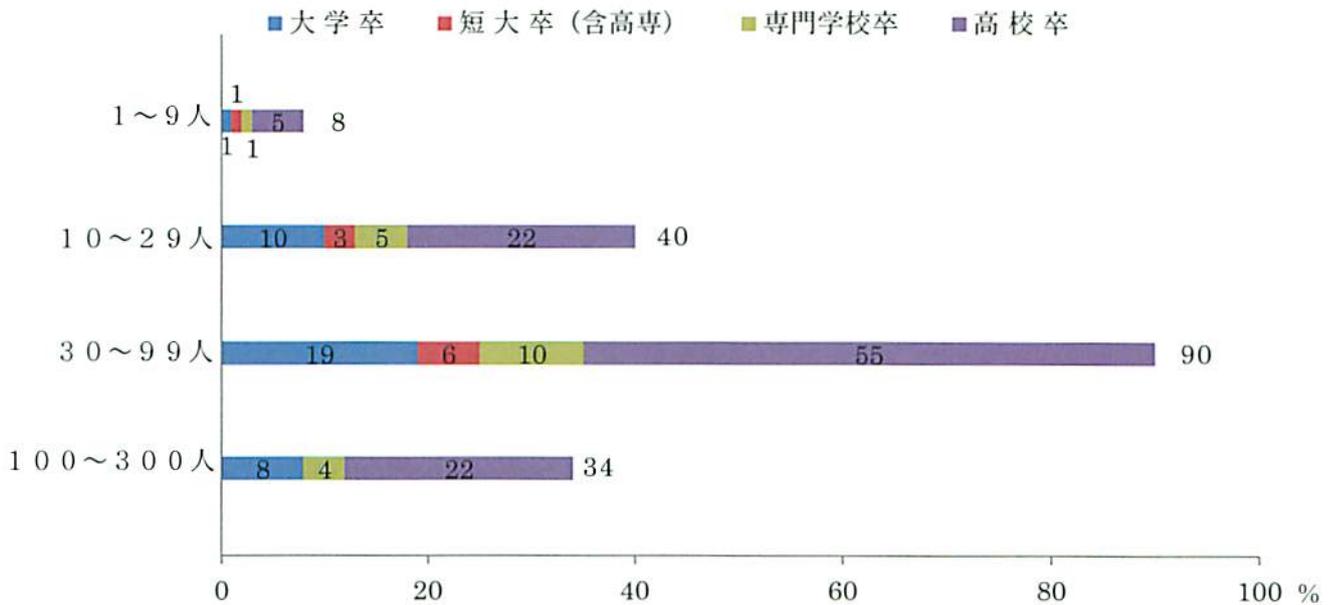
本県における新規学卒者採用計画は増加傾向にあり、県内就職を希望する学生等にとって明るい兆しとなっている。(図-14)

図-14 学卒別の採用計画



また、従業員数規模別に各事業所での採用計画をみると、採用予定人数が最も多いのは「30～99人」規模で、内訳は大学卒が19事業所、専門学校卒が10事業所、短大卒（含高専）が6事業所、高校卒が55事業所となっている。（図-15）

図-15 従業員数規模別採用計画



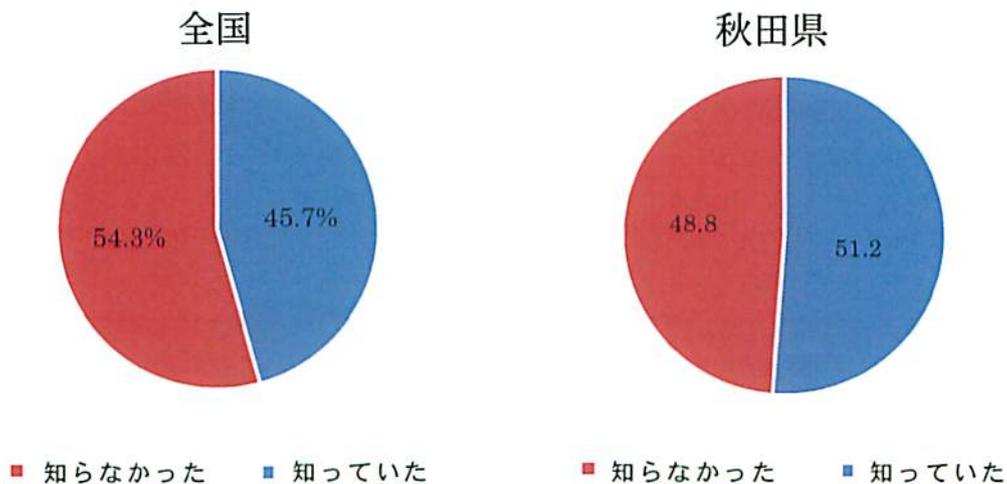
## 8 有期労働契約に関する無期転換ルール

### (1) 無期転換ルールの認知状況

本県における無期転換ルール(※2)の認知状況をみると、「知っていた」と回答した事業所は51.2%となっている。全国平均の45.7%と比較すると、5.5ポイント上回る結果となっており、全国と比較して認知度が高いことが窺える。(図-16)

※2 無期転換ルールとは有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えた場合、労働者の申込みにより無期労働契約に転換するルールのこと。

図-16 無期転換ルールの認知状況

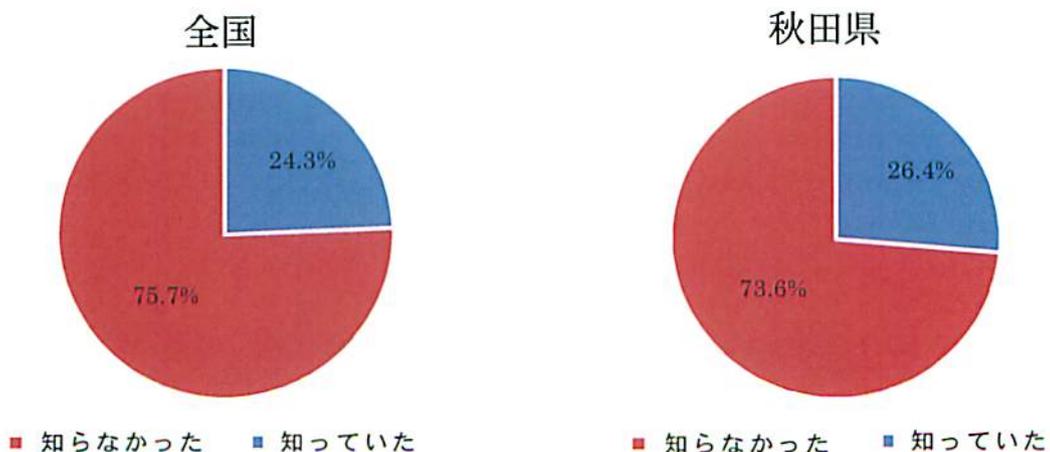


### (2) 無期転換ルールの特例の認知状況

本県における無期転換ルールの特例(※3)の認知状況をみると、「知っていた」と回答した事業所は26.4%となっている。全国平均の24.3%と比較すると2.1ポイント上回る結果となっており、特例の認知度についても比較的高い状況となっている。(図-17)

※3 「高度専門職」と「継続雇用の高齢者」について、その特性に応じた雇用管理に関する特別の措置が講じられる場合には、無期転換申込権が発生する特例。

図-17 無期転換ルールの特例認知状況

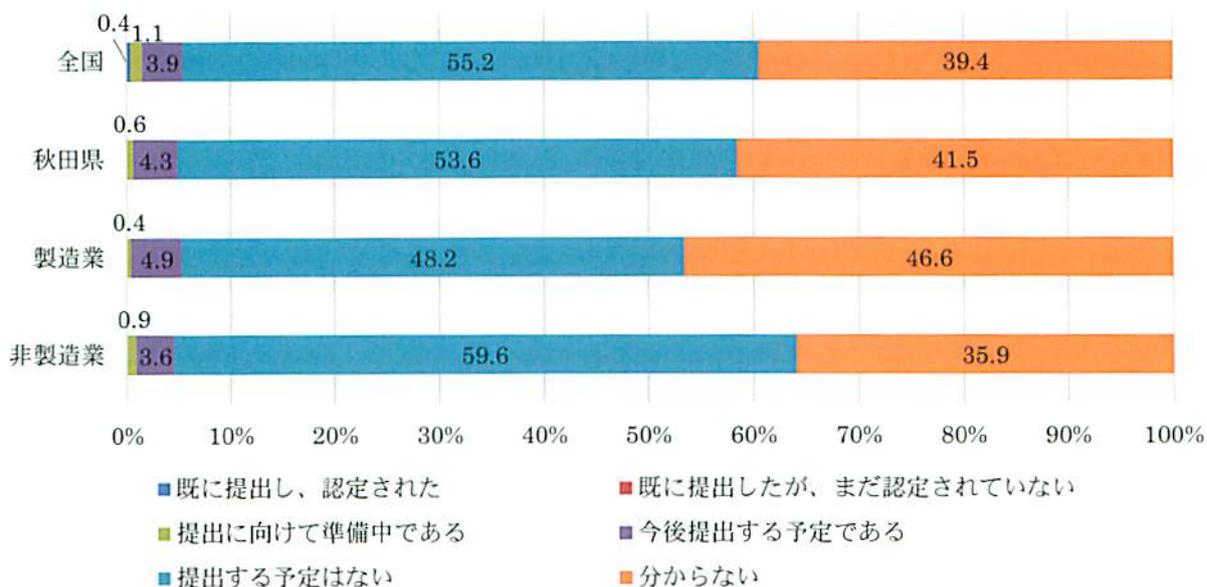


### (3) 特例の適用についての計画提出状況

無期転換ルールの特例の適用について、計画を作成し提出する予定の是非について回答してもらった結果、本県では「提出する予定はない」と回答している事業所が53.6%（全国平均55.2%）と全体の5割以上を占めており、次いで「分からない」と回答している事業所が41.5%（同39.4%）となった。

業種別でも、製造業・非製造業ともに「提出する予定はない」という回答が5割近くを占めている。（図-18）

図-18 1年前と比べた非正規労働者数の状況

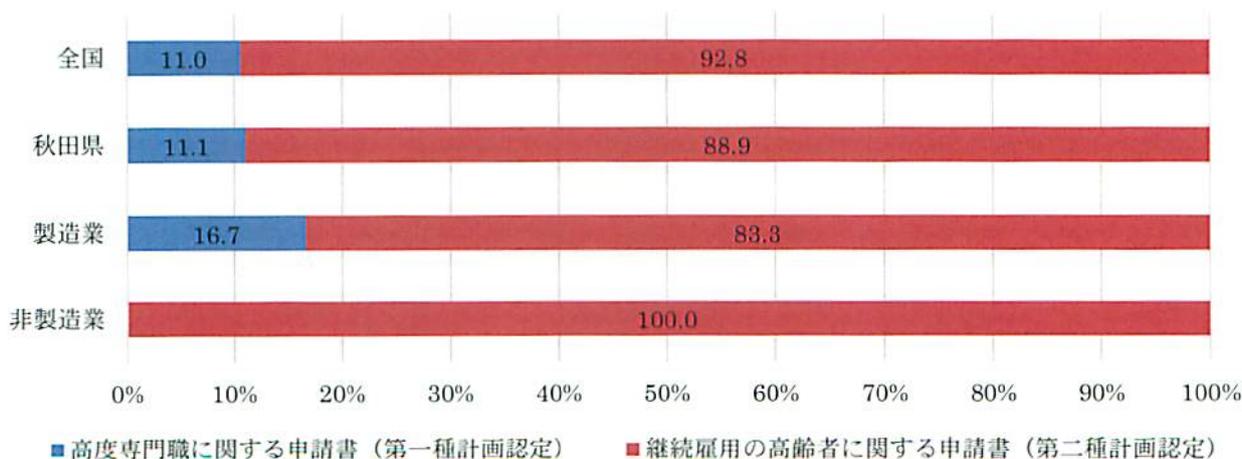


### (4) 特例適用についての計画種別

(3) の問いで「提出した」あるいは「提出する予定がある」旨の回答のあった事業所を対象に、認定を受けた計画または認定を受けようとしている計画について回答してもらった結果、「継続雇用の高齢者に関する申請書（第二種計画認定）」と回答した事業所は88.9%（全国平均92.8%）となった。

業種別でみると、非製造業では「継続雇用の高齢者に関する申請書（第二種計画認定）」の回答が100%という結果となった。（図-19）

図-19 特例適用についての計画種別



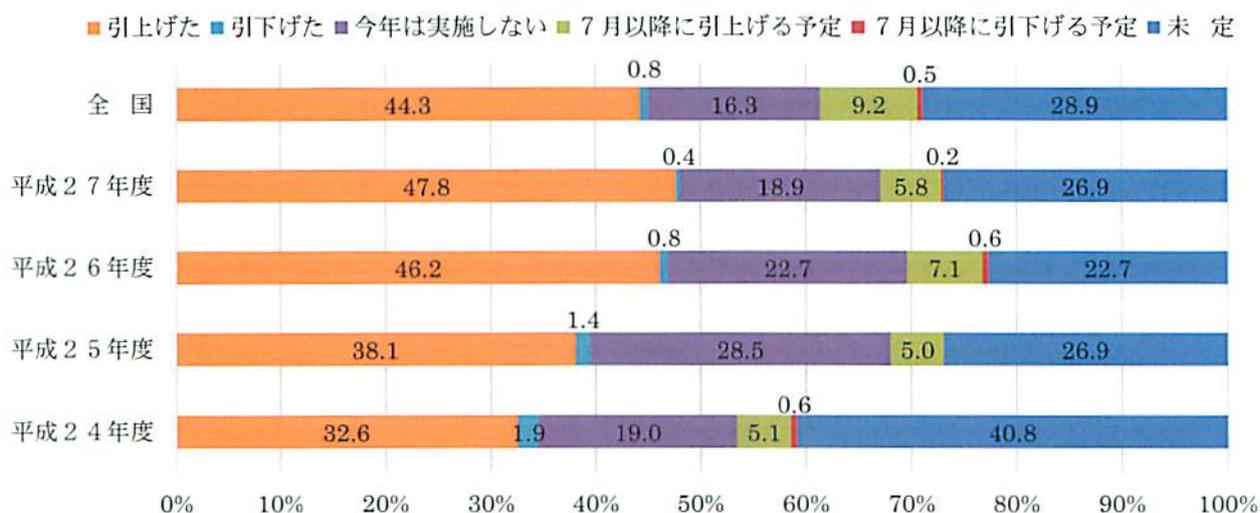
## 9 賃金改定状況

### (1) 賃金改定実施状況

平成27年1月1日から7月1日（調査時点）までの賃金の改定状況をみると、賃金を「上げた」と回答した事業所は47.8%（238事業所）となり、前年の46.2%（228事業所）に比べ1.6ポイント増加した。また、全国平均44.3%と比較しても3.5ポイント上回っており、増加傾向にあることが窺える。

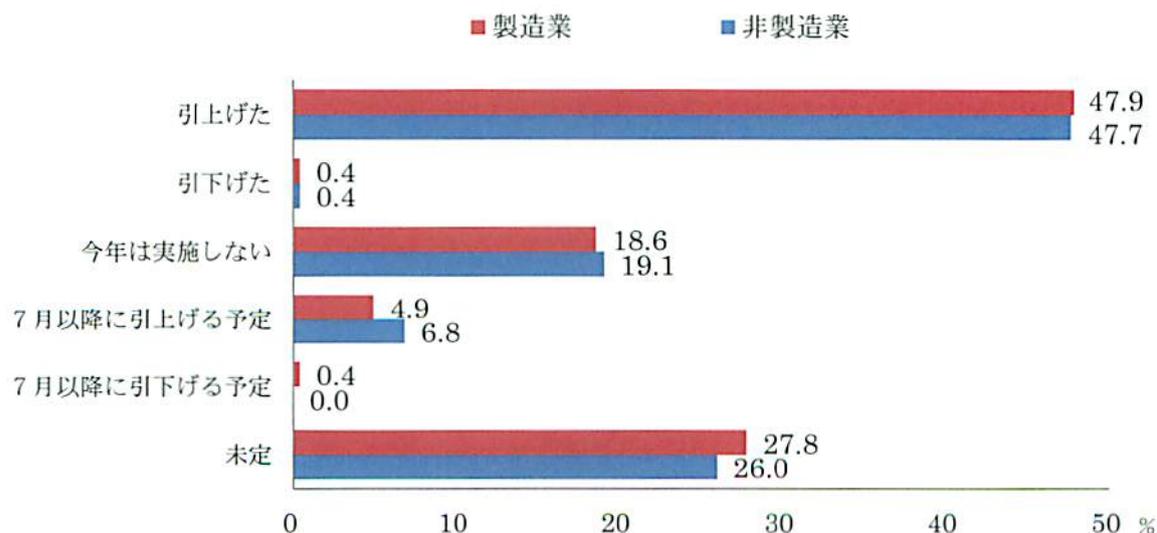
一方、賃金を「下げた」と回答した事業所は0.4%（2事業所）と前年の0.8%（4事業所）と比べると0.4ポイント減少した。また、賃金改定について「未定」と回答した事業所は26.9%（134事業所）となっており、全体としては賃金改定に慎重になっている様子が窺える。（図-20）

図-20 賃金改定実施状況



また業種別にみると、賃金を「上げた」とする事業所が製造業では47.9%となり、前年度の44.9%と比較すると、3.0ポイント増加した。また、非製造業では「上げた」47.7%となり、前年度の47.5%と比べると0.2ポイント増加する結果となり、製造業、非製造業ともに半数以上が賃金を上げる傾向にある。（図-21）

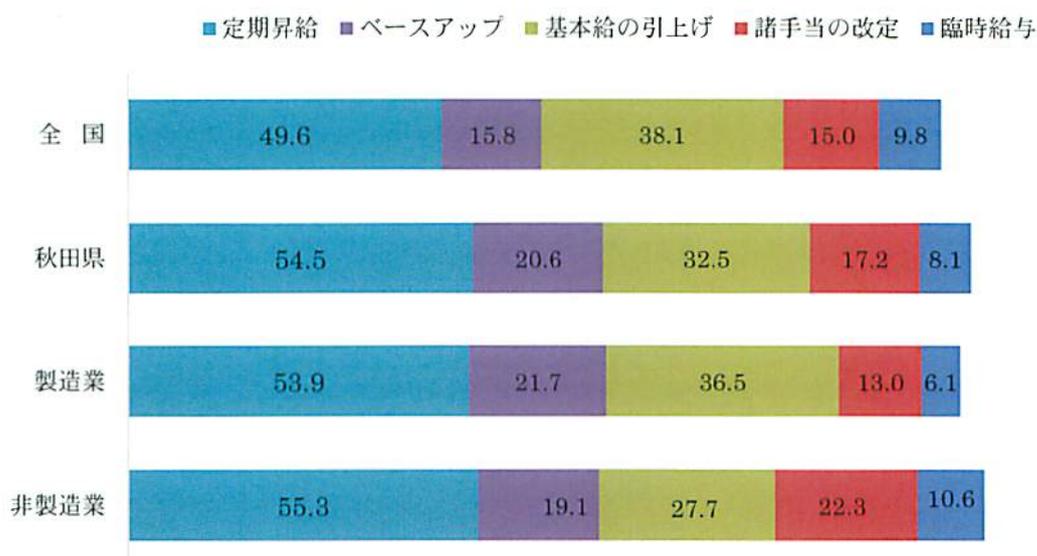
図-21 賃金改定実施状況（業種別）



## (2) 賃金改定（引上げ・7月以降引上げ予定）の内容

(1) の問いで「引上げた」または「7月以降に引上げる予定」と回答のあった事業所を対象に、賃金改定の内容を複数選択してもらった結果、本県で最も多かった回答は「定期昇給」で54.5%となっており、全国平均の49.6%と比較すると4.9ポイント上回った。次いで「基本給の引上げ」が32.5%（全国平均38.1%）、「ベースアップ」が20.6%（同15.8%）となった。業種別でみると、製造業は「定期昇給」が53.9%と最も多く、次いで「基本給の引上げ」が36.5%、「ベースアップ」が21.7%となっている。また、非製造業は「定期昇給」が55.3%と最も高く、次いで「基本給の引上げ」が27.7%、「諸手当の改定」が22.3%となり、製造業、非製造業ともに賃金改定の際に定期昇給を実施する事業所が多い結果となった。（図-22）

図-22 賃金改定（引上げ・7月以降引上げ予定）の内容

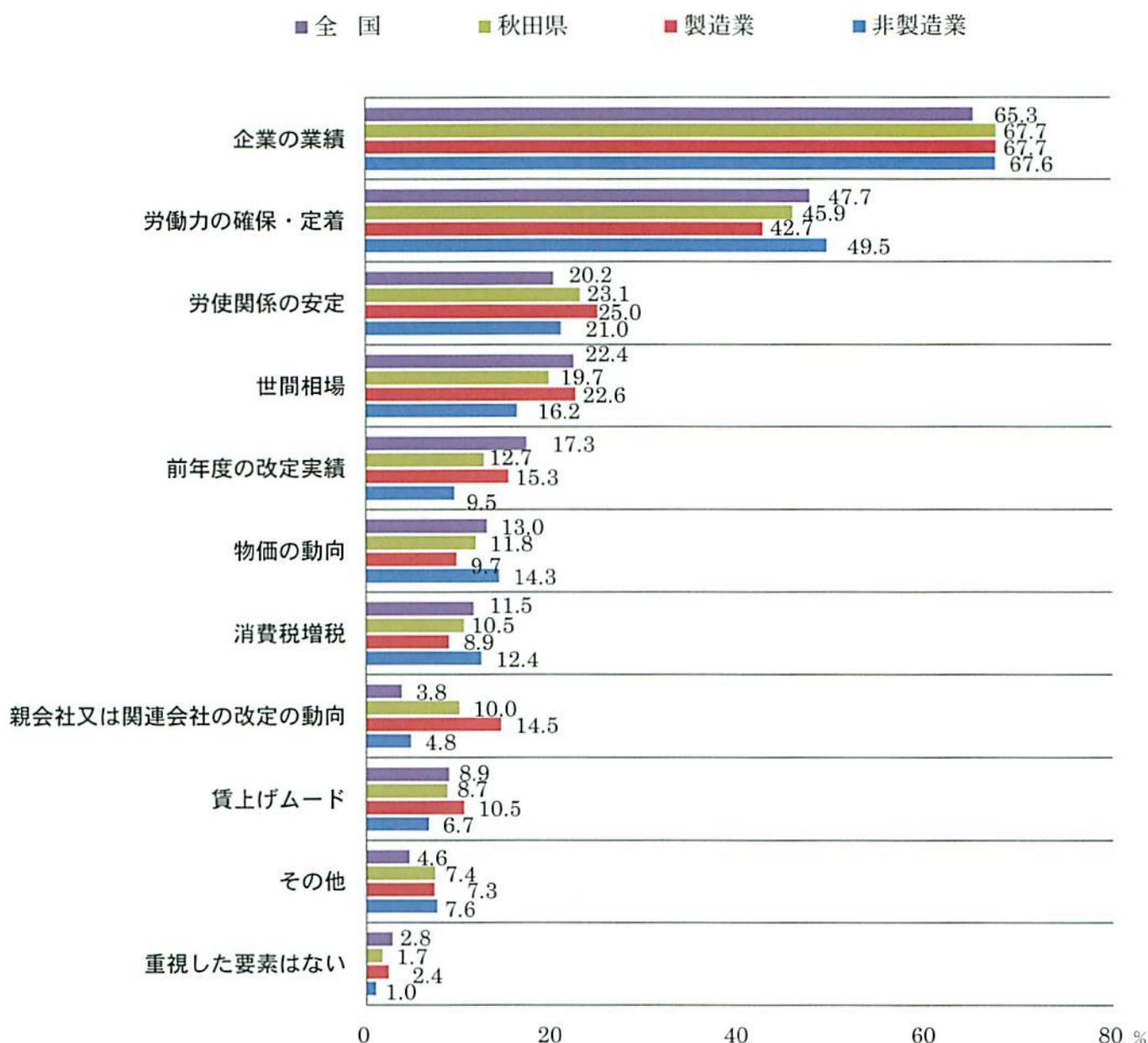


## (3) 賃金改定（引上げ・7月以降引上げ予定）の決定の際に重視した要素

(1) の問いで「引上げた」または「7月以降に引上げる予定」と回答のあった事業所を対象に、賃金改定の決定の際に重視した要素を複数選択してもらった結果、本県で最も多かった回答は「企業の業績」で67.7%となっており、全国平均の65.3%と比較すると、2.4ポイント上回った。次いで「労働者の確保・定着」が45.9%（全国平均47.7%）、「労使関係の安定」が23.1%（同20.2%）、「世間相場」が19.7%（同22.4%）と続いている。

業種別でみると、製造業では「企業の業績」が67.7%と最も多く、次いで「労働者の確保・定着」が42.7%、「労使関係の安定」が25.0%となっている。また、非製造業では「企業の業績」が67.6%と最も多く、次いで「労働力の確保・定着」が49.5%、「労使関係の安定」が21.0%という結果となっている。（図-23）

図-23 賃金改定（引上げ・7月以降引上げ予定）の決定の際に重視した要素



#### (4) 平均昇給額

本県において、賃金改定を実施した事業所の中で「引上げ」を行った事業所の昇給額をみると、単純平均が6,057円となり、全国平均の7,146円と比較すると1,089円下回る結果となった。また、加重平均は4,943円となり、全国平均の5,594円と比較すると651円下回った。

業種別に昇給額の加重平均をみると、製造業が4,582円、非製造業が5,574円となり、製造業より非製造業が992円高くなっている。（表-4）

一方、本県において賃金改定を実施した事業所の中で「引下げ」を行った事業所の降給額をみると、本県全体では単純平均で10,000円（全国平均：18,067円）、加重平均で10,000円（同：10,525円）となり、平均降給額が平均昇給額を上回る結果となった。（表-5）

表-4 平均昇給(引上げ事業所)

区分	全国		秋田県		製造業		非製造業	
	昇給額(円)	昇給率(%)	昇給額(円)	昇給率(%)	昇給額(円)	昇給率(%)	昇給額(円)	昇給率(%)
単純平均	7,146	2.93	6,057	2.81	5,667	2.72	6,496	2.91
加重平均	5,594	2.27	4,943	2.26	4,582	2.22	5,574	2.32

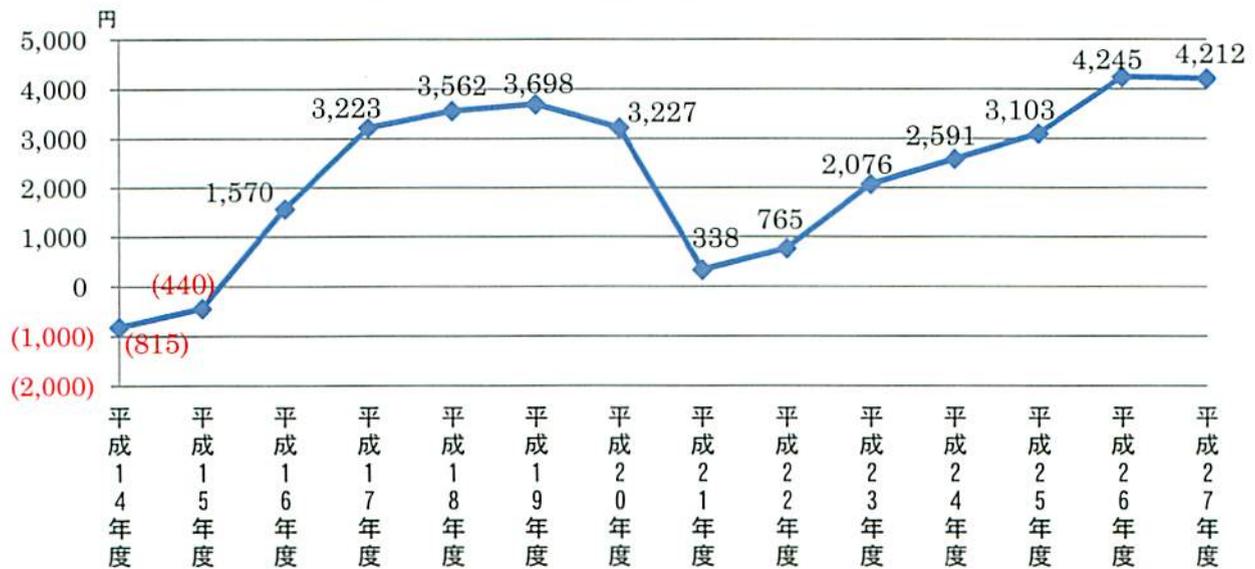
表-5 平均昇給(引下げ事業所)

区分	全国		秋田県		製造業		非製造業	
	降給額(円)	降給率(%)	降給額(円)	降給率(%)	降給額(円)	降給率(%)	降給額(円)	降給率(%)
単純平均	18,067	7.37	10,000	6.67	10,000	7.69	10,000	5.88
加重平均	10,525	3.95	10,000	6.81	10,000	7.69	10,000	5.88

※引下げ事業所について、製造業・非製造業ともに回答が1社ずつであり、降給額がそれぞれ10,000円となっている。

また、秋田県全産業の平均昇給額をみると、加重平均で4,212円(単純平均:4,623円)と前年の加重平均4,245円(同:4,084円)に比べ33円減少しており、6年ぶりに前年を下回った。(図-24)

図-24 平均昇給額の推移(加重平均)



05 [ ][ ][ ][ ] [ ]

(左欄は記入しないで下さい。)



平成27年度中小企業労働事情実態調査ご協力のお願い

中小企業団体中央会では、中小企業における労働事情を的確に把握し、適正な労働対策を樹立することを目的に、本年度も全国一斉に標記調査を実施することとなりました。

つきましては、ご繁忙の折誠に恐縮ですが、趣旨をご理解いただき、調査にご協力下さいますようお願い申し上げます。

平成27年度中小企業労働事情実態調査票

調査時点：平成27年7月1日 調査締切：平成27年7月10日

記入についてのお願い

- ◇秘密の厳守 調査票にご記入下さいました事項については、企業と個人の情報の秘密を厳守し、統計以外の目的に用いることはいたしませんので、ありのままをご記入下さい。
◇ご記入方法 質問ごとの指示により該当欄に数字等をご記入いただくか、該当する項目の番号に○をつけて下さい。
◇お問い合わせ先 調査票のご記入に当たっての不明な点など、調査に関しますお問い合わせ先は、下記までお願いいたします。

秋田県中小企業団体中央会 企画広報課
〒010-0923 秋田市旭北錦町1番47号 秋田県商工会館5階
電話018-863-8701 FAX018-865-1009

貴事業所の概要についてお答え下さい。

Table with columns: 貴事業所の名称, 所在地, 記入担当者名, 電話番号, FAX番号. Includes a list of 19 industry codes and a box for the selected code.

設問1) 従業員数についてお答え下さい。

①平成27年7月1日現在の形態別の従業員数(役員を除く)を男女別に太枠内にご記入下さい。また、従業員のうち常用労働者数をご記入下さい。

Table for employee counts by gender and status, and a summary table for regular workers.

- [注] (1)「パートタイマー」とは、1日の所定労働時間が貴事業所の一般労働者より短い者、または1日の所定労働時間は同じでも1週の所定労働日数が少ない者です。
(2)「常用労働者」とは、貴事業所が直雇用する従業員のうち、次のいずれかに該当する者です。
(3)「その他」にはアルバイト等、他の項目に当てはまらない形態の人数を記入して下さい。

設問2) 労働組合の有無についてお答え下さい。(1つだけに○)

1. ある 2. ない



設問 6) 新規学卒者の採用についてお答え下さい。

①平成27年3月新規学卒者の採用または採用の計画がありましたか。(1つだけに○)

1. あった      2. なかった

※ 1. に○をした事業所は①-1の質問にお答え下さい。

①-1平成27年3月新規学卒者(採用及び採用予定)についてご記入下さい。

学 卒		採用を予定して いた人数	実際に採用した 人数	1人当たり平均初任給額 (平成27年6月支給額)		学 卒		採用を予定して いた人数	実際に採用した 人数	1人当たり平均初任給額 (平成27年6月支給額)	
高 校 卒	技術系	人	人	円		短 大 ( 含 高 専 )	技術系	人	人	円	
	事務系	人	人	円			事務系	人	人	円	
専 門 学 校 卒	技術系	人	人	円		大 学 卒	技術系	人	人	円	
	事務系	人	人	円			事務系	人	人	円	

- [注] (1) 平成27年6月の1ヵ月間に支給した1人当たり平均初任給額は通勤手当を除いた所定内賃金総額(税込額)をご記入下さい。  
 (2) 専門学校卒は、高校卒業を入学の資格とした専修学校専門課程(2年制以上)を卒業した者を対象として下さい。  
 (3) 技術系として採用した者以外はすべて事務系にご記入下さい。

②平成28年3月の新規学卒者の採用計画はありますか。(1つだけに○)

1. ある      2. ない      3. 未定

※ 1. に○をした事業所は②-1の質問にお答え下さい。

②-1 学卒ごとの採用予定人数をご記入下さい。

1. 高校卒  人      2. 専門学校卒  人      3. 短大卒(含高専)  人      4. 大学卒  人

設問 7) 有期労働契約に関する無期転換ルール等についてお答え下さい。

①労働契約法の改正により、平成25年4月から「無期転換ルール(有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えた場合、労働者の申込みにより無期労働契約に転換するルール)」が導入されていることを知っていましたか。

(1つにだけ○)

1. 知っていた      2. 知らなかった

②「無期転換ルール」の特例について知っていましたか。(1つだけに○)

1. 知っていた      2. 知らなかった

「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法(有期雇用特別措置法)」が平成27年4月1日に施行されました。この法律により「高度専門職(専門的知識等を有する有期雇用労働者)」と「継続雇用の高齢者(年に達した後引き続き雇用される有期雇用労働者)」について、その特性に応じた雇用管理に関する特別の措置(計画の作成等)が講じられる場合には、無期転換申込権発生に関する特例が適用されることとなりました。

③無期転換ルールの特例の適用について、計画を作成し提出する予定はありますか。(1つだけに○)

1. 既に提出し、認定された      2. 既に提出したが、まだ認定されていない      3. 提出に向けて準備中である  
 4. 今後提出する予定である      5. 提出する予定はない      6. 分からない

※ 1. ~ 4. に○をした事業所は③-1の質問にお答え下さい。



③-1 認定を受けた計画または認定を受けようとしている計画についてお答えください。  
(該当するものすべてに○)

1. 高度専門職に関する申請書(第一種計画認定)      2. 継続雇用の高齢者に関する申請書(第二種計画認定)

設問 8) 賃金改定についてお答え下さい。

①平成27年1月1日から7月1日までの間にどのような賃金改定を実施しましたか。(1つだけに○)

- |               |               |                 |
|---------------|---------------|-----------------|
| 1. 引上げた       | 2. 引下げた       | 3. 今年は実施しない(凍結) |
| 4. 7月以降引上げる予定 | 5. 7月以降引下げの予定 | 6. 未定           |

※ 1. ~ 3. に○をした事業所は下記の①-1へ

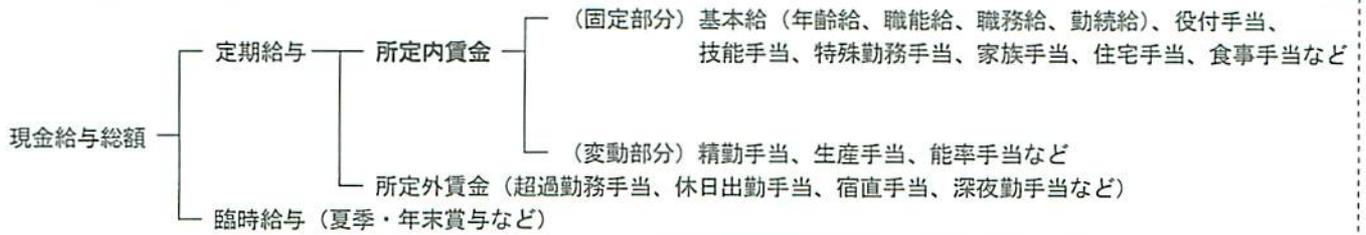


①-1 賃金改定(引上げ・引下げ・凍結)を実施した対象者の総数と従業員1人当たり平均の改定前・改定後所定内賃金(通動手当を除く)及び平均引上げ・引下げ額をご記入下さい。ご記入の際は下記の〔注〕をご参考下さい。なお、プラス・マイナスの記号は不要です。

対象者総数	従業員1人当たり(月額)		
	改定前の平均所定内賃金(A)	改定後の平均所定内賃金(B)	平均引上げ・引下げ額(C)
人	円	円	円

- 〔注〕(1) 「改定前の平均所定内賃金(A)」「改定後の平均所定内賃金(B)」「平均引上げ・引下げ額(C)」の関係は次のとおりです。
- ・「1. 引上げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額(C)」はプラス額になります。
  - ・「2. 引下げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額(C)」はマイナス額になります。
  - ・「3. 今年は実施しない(凍結)」事業所は、(B)-(A)が同額になりますので、「平均引上げ・引下げ額(C)」は「0」になります。
- (2) 対象者総数は、賃金改定対象者で、賃金の改定前、改定後とも在職している者です(1ページ目の設問1の「従業員数」とは必ずしも一致しなくても結構です)。
- (3) パートタイマー、アルバイト、役員、家族、嘱託、病欠者、休職者などは除いて下さい。
- (4) 臨時給与により賃金改定した場合は、上記賃金に含める必要はありません。
- (5) 「所定内賃金」については、下表を参考にして下さい。

賃金分類表



※ 1. または 4. に○をした事業所及び臨時給与を上げた(7月以降引上げ予定)事業所のみお答え下さい。



②賃金改定(引上げ・7月以降引上げ予定)の内容についてお答え下さい。(該当するものすべてに○)

- |           |                        |                          |
|-----------|------------------------|--------------------------|
| 1. 定期昇給   | 2. ベースアップ              | 3. 基本給の引上げ(定期昇給制度のない事業所) |
| 4. 諸手当の改定 | 5. 臨時給与(夏季・年末賞与など)の引上げ |                          |

- 〔注〕(1) 「定期昇給」とは、あらかじめ定められた企業の制度に従って行われる昇給のことで、一定の時期に毎年増額することをいいます。また、毎年時期を定めて行っている場合は、能力、業績評価に基づく査定昇給なども含まれます。
- (2) 「ベースアップ」とは、賃金表の改定により賃金水準を上げることを行います。

③貴事業所では、今年の賃金改定(引上げ・7月以降引上げ予定)の決定の際に、どのような要素を重視しましたか。(該当するものすべてに○)

- |                    |             |              |          |            |
|--------------------|-------------|--------------|----------|------------|
| 1. 企業の業績           | 2. 世間相場     | 3. 労働力の確保・定着 | 4. 物価の動向 | 5. 労使関係の安定 |
| 6. 親会社又は関連会社の改定の動向 | 7. 前年度の改定実績 | 8. 賃上げムード    | 9. 消費税増税 |            |
| 10. 重視した要素はない      | 11. その他( )  |              |          |            |

◎お忙しいところご協力ありがとうございました。記入もれがないかもう一度お確かめのうえ、7月10日までにご返送下さい。